

議案第9号

桐生市桐生武井西工業団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市桐生武井西工業団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月20日提出

桐生市長 亀山豊文

桐生市桐生武井西工業団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

桐生市桐生武井西工業団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 29 年桐生市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 48 条第 12 項」を「第 48 条第 13 項」に改め、同条第 2 項中「第 48 条第 10 項」を「第 48 条第 11 項」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 法別表第 2(を)の項第 2 号から第 7 号まで及び(わ)の項第 2 号から第 8 号までに掲げるもの

第 4 条の見出し中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 9 号 桐生市桐生武井西工業団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

桐生武井西工業団地地区地区計画の変更に伴い、法律を引用する条項について、所要の改正を行おうとするものです。